|  |
| --- |
|  |

**DPI日本会議**

**障害児を普通学校へ・全国連絡会**

**障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク**

 **公教育計画学会**

|  |
| --- |
|  |

**2015年4月15日**

**障害者権利委員会への提案**

**障害者権利条約第24条教育の権利一般討議**

　本提案書は、日本で障害のある子どものインクルーシブ教育を推進するために取り組んでいる４団体が連名で提出するものである[[1]](#footnote-1)[[2]](#footnote-2)[[3]](#footnote-3)[[4]](#footnote-4)。

日本政府は2014年に障害者権利条約を批准した。それに伴い文部科学省は、「インクルーシブ教育システム」に向けて制度改革を行っている。しかし、制度の大枠は従来の分離教育制度を踏襲したものであり、インクルーシブ教育に転換するための抜本的な法改正が行われていない。日本のインクルーシブ教育は進んでおらず、その負担は障害のある子どもや保護者に強いられている。日本の現状を踏まえ、我々は以下の７点を提案する。

**1　インクルーシブ教育の目的について**

**【提案　１】**

**障害者権利条約第24条第一項に記載されている教育の目的は、インクルーシブ教育を前提としたものでなければならないことを明確にすること**

（理由）

　文部科学省は、障害者権利条約に基づいた「インクルーシブ教育システムの構築」をすると明言した。しかし、今後も特別支援学校や特別支援学級における分離した場を正当化したいがために、障害児の教育の目的について、障害者権利条約第24条第一項（ｂ）「能力を最大限まで発達させる」ことのみを意図的に強調し、能力を最大限に発達させるためには分離した場が必要であるとしている。

障害者権利条約24条第一項には、インクルーシブ教育の目的として、（a）で人間の自己価値の意識の開発や多様性の尊重の強化、(b)(c)で障害者の能力の発達と社会への効果的な参加などが書かれている[[5]](#footnote-5)。これら教育の目的は、インクルーシブ教育を前提としたものでなければならないものであり、インクルージブな学校環境の中で追求されるべきことを明確にする必要がある。

**２ 　インクルーシブ教育の定義について**

**【提案2】**

**インクルージブ教育とは、障害のある子どもと障害のない子どもが平等に、分け隔てられることなく自分が住んでいる地域の学校の普通学級に在籍することであると明確に定義すること**

（理由）

文部科学省は、障害者権利条約の批准を機にインクルーシブ教育システムを導入した。しかし、ここでいう「インクルーシブ教育システム」とは、特別支援学校、特別支援学級、普通学級という三つの学習の場を「障害の状態に応じて選べる多様で柔軟な仕組み」であると定義され、特別支援学校、特別支援学級、普通学級が同等に扱われている。文部科学省は分離された学習の場を維持するために、インクルーシブ教育の概念を不適切に拡大解釈している。

障害者権利条約第24条第2項(b)では「障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができることおよび中等教育を享受することができること」と書かれている。インクルーシブ教育とは、障害のある子どもと障害のない子どもが分け隔てられることなく、普通学級に在籍することであり、特別支援学校や特別支援学級などの隔離された場での教育はインクルーシブ教育ではないということを明確に定義する必要がある。

**【提案3】**

**障害児の教育は、普通学級におけるインクルーシブ教育が原則であり、特別支援学校や特別支援学級への就学は本人・保護者が選択した場合にのみ例外として措置されることを明確に定義すること**

（理由）

従来の日本の法令は、障害のある子どもは障害の種類・程度に応じた特別支援学校に就学することが原則とされていたが、2013年に改正され、障害のある子どもの就学先は、特別支援学校、特別支援学級、通常学級のいずれかを「子どもの障害の状態や、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点」から教育委員会が決定することになった。

しかし、教育委員会や学校の、障害が重度の子は特別支援学校へ行くほうが望ましいという姿勢は変わっておらず、保護者がその意見に強く反対できない状況がある。それらの意見に反して普通学級への就学を希望すると教育委員会からなかなか就学通知が出ないなど、実質的に本人・保護者は普通学級が選択できない。

障害者権利条約第24条第2項(a)では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されない」と書かれている。インクルーシブ教育とは、障害のある子どもが障害のない子どもと平等に普通学級に就学する権利であり、そのうえで、本人や保護者が望んだ場合には特別支援学校や特別支援学級に措置されることを明確にする必要がある。

**【提案4】**

**フル・インクルージョンとは、障害のある子どもが合理的配慮の保障のもと普通学級で学習することであり、「フル・インクルージョンに合致する効果的で個別化された支援措置」とは、特別支援学校や特別支援学級の子どもが普通学級で共に学ぶことが目標であることを明確に定義すること。**

（理由）

障害者権利条約24条第2項(e)には、「フル・インクルージョンという目的に合致する効果的で個別化された支援措置」と記載されている。これは特別支援学校等の分離された環境に置かれた子どもが、可及的速やかに普通学級で共に学ぶことを目標とするものであることを明確に定義する必要がある。

文部科学省は、特別支援学校や特別支援学級の在籍児童生徒と障害のない子どもが授業や学校行事を一緒にする「交流及び共同学習」をインクルーシブ教育の一環としている。しかし、この「交流及び共同学習」では、障害のある子どもが普通学級に転籍するなどの地域社会に戻る方向性はみられず、分離された場での教育を固定化したうえでの一時的な交わりに留まっている。「交流及び共同学習」などは、障害児が普通学級で学ぶインクルーシブ教育の実現に向けたプロセスの一環であることを明らかにする必要がある。

**3　教育における差別について**

**【提案5】**

**特別支援学校や特別支援学級への就学を強制することは差別であると明確にすること**

（理由）

近年では以下のようなケースがある。

１）ダウン症の子どもを就学拒否、小学校教員が保護者に「（教員を）現状より増やすのは難しい」「手間がかかる」など言う。保護者が弁護士会に人権救済申し立て　（2014/12/18　毎日新聞朝刊）

２）普通学級への就学を希望したところ、規定では1月末日までに届く就学通知が3月中旬になっても届かない。学校は4月から始まるので不安。（2015、東京都）

３）普通学級を希望するならば、保護者が子どもの学校生活に付き添いをすることを書面で確約することが条件であると言われた。（2012、東京都）

　これらの事例のように、本人・保護者が希望しても、実質的に普通学級を選択できない状況がわが国で続いている。また、学年が上がるにつれて、普通学級から特別支援学級や特別支援学校への転籍を勧められることも多くある。本人や保護者の希望に反して特別支援学校や特別支援学級への在籍を強制するのは、障害のない子どもとは明らかに異なる対応であり、差別であることを明確に規定する必要がある。

**【提案６】**

**１　合理的配慮の提供を保障しないことは差別であり、普通学級における合理的配慮の提供は国や地方公共団体、教育委員会及び学校長の責務であることを明確にすること。**

**２　学習や学校行事から子どもを排除したり参加を制限すること、保護者に子どもの学校生活の付き添いをさせること、障害を理由として発生する費用を保護者に負担させることは差別であることを明確にすること**

（理由）

近年では以下のようなケースがある。

１）体育のプールの授業の時間に、プールに入れられないと言われた。（2006、茨城県）

２）小学校で遠足に参加する条件が、保護者が付き添うことであったため、参加できなかった。（2013/5/17　東京新聞朝刊）

３）スクールバスに乗れないため保護者の車やタクシーで登下校をしているが、費用は保護者の負担である。（2014年、岐阜県）

４）子どものミキサー食に学校が対応しないので、親が毎日昼に学校に通って準備をしている。（2012-2014　名古屋市）

　普通学級における合理的配慮の提供は、国や地方公共団体、教育委員会及び学校長が責任を持って実施することを明確にする必要がある。また、障害のある子どもが学校生活から排除されたり参加を制限されたり、保護者が負担を負っている状況がある。障害のある子どもや保護者が精神的、身体的、経済的に疲弊している。これらは障害を理由とした差別であることを明確にし、可及的速やかに是正する必要がある。

**おわりに**

日本では就学年齢の子ども全体の数は減少しているのに、特別支援学校と特別支援学級という分離された場の在籍者数は増加している。例えば、障害者権利条約が制定された2006年から日本政府が批准した2014年の8年間で、特別支援学校（小・中・高）は７４校、在籍者数は60,030人増加。特別支援学級（小・中）は13,797教室、在籍者数は70,337人増加している 。

文部科学省が障害者権利条約を正しく理解し、日本のインクルーシブ教育が実現する、障害者権利委員会が一般的意見に上記提案を反映することを我々は期待する。

1. DPI日本会議は、障害者の機会均等と障害者組織の発展と支援による権利擁護の獲得を活動の目的とする活動を行っており、2013年7月現在、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の障害種別を超えた全国89の団体が加盟している。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワークは2006年の障害者権利条約成立を機に創立された全国ネットワークで、インクルーシブ教育への法改正を目指している。　 [↑](#footnote-ref-2)
3. 障害児を普通学校へ・全国連絡会は日本が特別支援学校設置を義務化した1979年の翌年に創設され、当事者や保護者、教員と共に普通学校・普通学級に就学するための取り組みをしている。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 公教育計画学会は、公教育の在り方に関する理論研究と政策提言を行っている学術団体である。 [↑](#footnote-ref-4)
5. (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。(b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること。(c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること [↑](#footnote-ref-5)